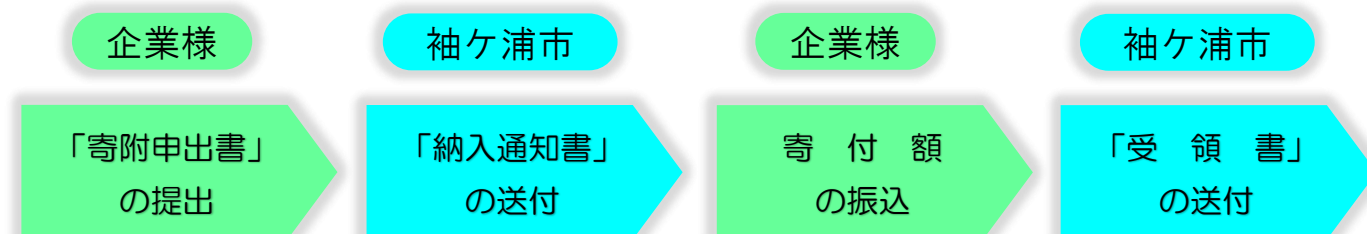


「企業版ふるさと納税」手続きの流れ



「企業版ふるさと納税」活用にあたっての注意事項

- 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。
- 袖ヶ浦市に本社がある場合は、本制度の対象となりません。

「袖ヶ浦市」について

袖ヶ浦市は、房総半島の東京湾岸のほぼ中央に所在し、館山自動車道や東京湾アクアライン、首都圏中央自動車道の開通により、高速バスを利用して羽田空港まで最速22分など、県内外の主要なポイントへのアクセスが良好な位置にあります。

本市の土地利用をみると、臨海部には石油化学やエネルギー関連企業が多く立地し工業地帯を形成する一方、内陸部には畑地や肥沃な水田地帯が広がっています。

また、袖ヶ浦市の森工業団地や袖ヶ浦駅海側地区の整備が進み、産業と自然が調和したまちづくりが進められています。

全国的に人口減少が進む中、本市の人口は増加し、令和3年2月に人口6万5千人を達成しました。



問い合わせ先



『袖ヶ浦市企業版ふるさと納税』ホームページ

袖ヶ浦市 企画政策部 企画政策課
〒299-0292

千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

TEL：0438-62-2327（直通）

FAX：0438-62-3034

Email：sode01@city.sodegaura.chiba.jp

ありがとうございます



袖ヶ浦市

企業版ふるさと納税

～企業の皆様のところざしを袖ヶ浦市の未来へ～



袖ヶ浦市

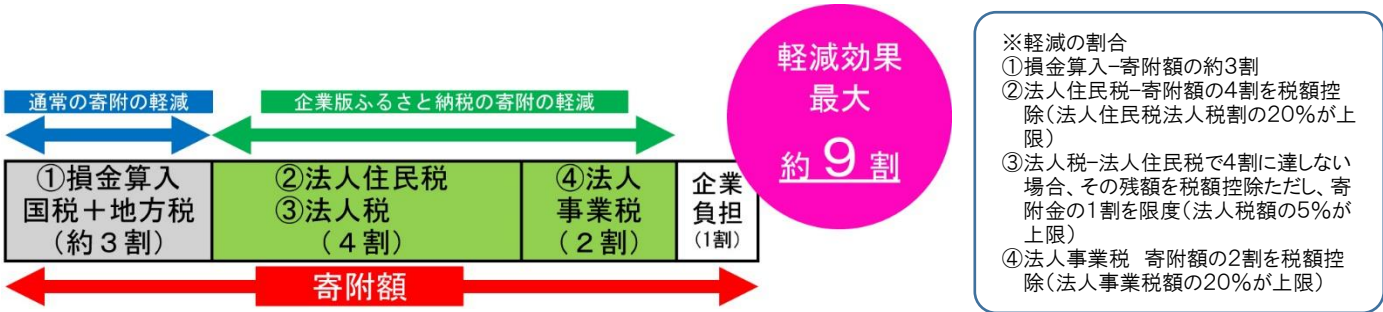
企業版ふるさと納税とは？

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業の皆様が寄附を行った場合に、税制上の優遇措置が受けられる仕組みです。
袖ヶ浦市では、この制度を活用して、地方創生への取組を応援し、ともに袖ヶ浦市の未来を築いていただける企業の皆様を募集しています。

企業の皆様のメリット

メリット1 税制上の優遇措置 税の軽減効果が最大約9割に！

企業版ふるさと納税は、寄附額の6割を法人関係税から税額控除する仕組みです。
これにより、損金算入による軽減効果(寄附額の約3割)と合わせて、最大で寄附額の9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されます。



メリット2 社会貢献

企業としてのPR 効果、SDGsの達成、地域資源などを生かした新事業の展開、さらには地方公共団体との新たなパートナーシップの構築などが期待できます。



寄附の対象となる事業

「第2期袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

に位置付けられた、地方創生に資する事業が対象です。

基本目標1 ～結婚・出産・子育ての希望がかなうまち 袖ヶ浦～

基本目標2 ～いきいきと働くことができるまち 袖ヶ浦～

基本目標3 ～訪れる人も満足できるまち 袖ヶ浦～

基本目標4 ～安心して暮らせるまち 袖ヶ浦～

共通の目標1 ～地域がつながり、多様な人材が活躍するまちづくりの推進～

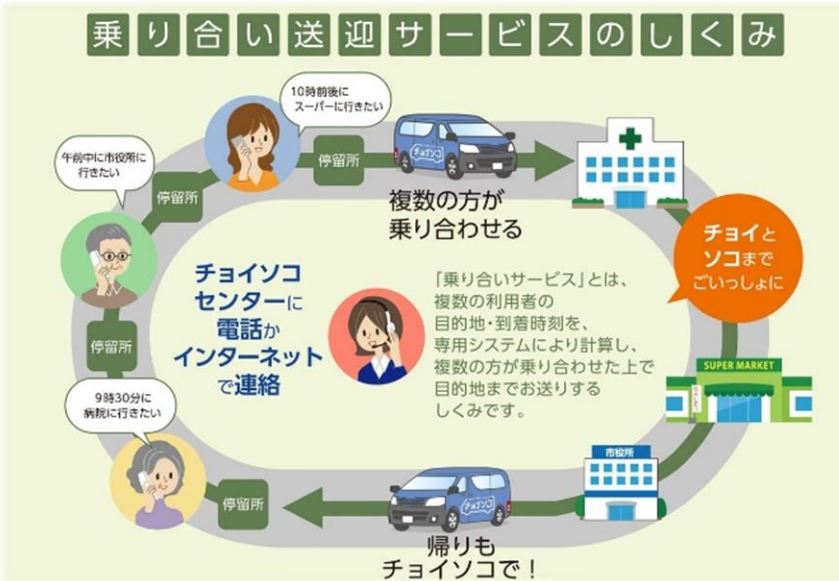
共通の目標2 ～新しい時代の流れを力にするまちづくりの推進～



『第2期袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略』はこちら

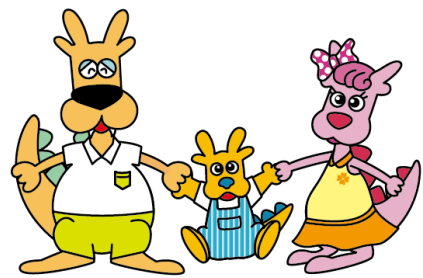
袖ヶ浦市の主な寄附対象事業をご紹介します

①地域公共交通づくり事業(持続可能なネットワークの形成)



ICTを活用した乗合型のデマンド交通を導入し、自動車の運転に不安を持っている人や自家用車を保有していない人が公共交通で外出しやすい環境を整え、「外出することによる健康づくり」や、「地域内の移動によるまちの賑わいを創出」し、「安心して暮らせるまち」を実現させるため、『チョイソコがうら』を試験的に運行しています。

②放課後児童クラブ施設整備事業(地域で子育てする仕組みの充実)



令和7～8年度において、奈良輪小学校敷地内に新たに放課後児童クラブ会館(学童施設)を建設することで、保護者が就労等で日中家庭にいない小学生に遊び・生活の場を提供します。